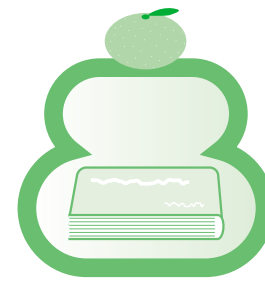




図書館だより



相川地区公民館図書室からのお知らせ

〒952-1511 佐渡市相川栄町1番地
TEL.74-2332 FAX.61-2032

施設の紹介

あいかわ開発総合センター2階（相川体育館隣）にあります。いまだに、手書きのカードを使用していますが、室内から見ることのできる展望は（春日崎、四季の海など）島内随一です。皆さんもこんな図書室にいらしてみませんか？



図書室おはなし隊活動

毎月1回のびのびクラブで「0歳からの読み聞かせ」をしています。パネルシアター・手遊び・エプロンシアターなども行っています。元気な子ども大歓迎ですので遊びにいらしてみてください。



毎回好奇心旺盛な子どもたちをほほえましく思いながら、良い絵本を紹介していきたいと思えます。

開館時間のご案内

(平日) 8:30~17:00
(土) 第2、4 13:00~17:00
(日) 第1、3 13:00~17:00
祝・祭日はお休みとなります。

図書室のきまり

- ・1人5冊まで借りられます。
- ・貸出期間は2週間です。

金井図書館からのお知らせ

〒952-1209 佐渡市千種177-1
TEL.63-2800 FAX.63-2552

金井小学校でブックトーク

12月の「高学年読書朝会」は、図書館職員が本を持って小学校を訪問し、ブックトークを行いました。日本の民話『十二支の由来』の話を皮切りに、今年の干支「酉」をテーマにいろんな本を紹介しました。短い時間ですが、これからも学校訪問をして子どもたちに良い本と出会うきっかけづくりをしていきたいと考えています。



2月の行事のおしらせ

★わくドキ映画会
日時 2月19日(土) 午前10時から11時まで
場所 金井図書館 講座室
題名 「プーさんのほちみつ」
「いのりの手」

「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます！

国民年金、厚生年金保険および船員保険から支給される老齢年金は、所得税法の規定で「雑所得」となり、課税の対象となります。

そのため、所得税が老齢年金から源泉徴収されている、いないにかかわらず、老齢年金受給者全員に社会保険業務センターから、「公的年金等の源泉徴収票」が平成17年1月末までに送付されます。



ただし、障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

年金以外に給与等の所得がある人が、確定申告をする必要があるときには、添付書類として「公的年金等の源泉徴収票」が必要となりますので、紛失しないようご注意ください。

公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者		住所又は居所	氏名	生年月日	明	大	平		
		〇〇市△△町 X-X-X	佐渡 太郎	11年 9月 1日	正	大	平		
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額					
法第203条の3 第1号適用分		円		円					
法第203条の3 第2号適用分		3,667,200		23,232					
法第203条の3 第3号適用分									
本 人		控除対象配偶者の有無等		扶養親族の数		障害者の数		社会保険料の金額	
特別障害者	その他の障害者	老年者	有	無	特定	老人	その他	特別	その他
			*	*					
(摘要)		所在地		〇〇市△△区〇〇 X-X-X					
支 払 者		名 称		〇〇組合 (電話) XXX-XXX-XXXX					

※「社会保険料の金額」は、介護保険料です。

免除を受けた保険料は追納することができません！

将来受け取る老齢基礎年金額を満額に近づけるために（納付月数により年金額が減額されます）、国民年金保険料の免除や学生納付特例制度の申請をして承認された期間の保険料について、その後、10年以内であれば納付すること（追納）ができます。

追納する保険料の額は、保険料の

免除を受けた人と、受けずに納付した人との公平を図るため、次のとおり一定の額を加算した額で納付することになっています。

免除期間の追納については、

新潟西社会保険事務所

☎025-225-3001

までご相談ください。

平成17年3月までに保険料を追納する場合の追納額

追納する期間	追納額(月額)
平成 6年4月～平成 7年3月分	16,080円
平成 7年4月～平成 8年3月分	16,080円
平成 8年4月～平成 9年3月分	16,010円
平成 9年4月～平成10年3月分	15,800円
平成10年4月～平成11年3月分	15,560円
平成11年4月～平成12年3月分	14,960円
平成12年4月～平成13年3月分	14,390円
平成13年4月～平成14年3月分	13,830円
平成14年4月～平成15年3月分	13,300円
平成15年4月～平成16年3月分	13,300円

問い合わせ先

市民課 国民年金係

☎63-5112

各支所市民課 国民年金担当係

または

新潟西社会保険事務所
☎025-225-3001

◎2月定例社会保険事務相談所(年金相談等)の開設について

佐和田商工会

☎52-3148

16日(水)

午後1時30分～午後4時

両津商工会

☎27-5128

17日(木)

午前9時～午前11時30分

小木町商工会

☎86-2216

17日(木)

午前9時～午前11時

